

認定介護福祉士養成研修に係るオンライン研修実施基準

コロナ下では、暫定的な対応としてオンラインを活用した認定介護福祉士養成研修の実施を一定の条件下で認め、この間、オンラインを活用した研修実施に係る実績を積み重ねてきた。

そこで、この実績を踏まえ、実施基準として整理することで、今後は、多様な方式で行われるオンライン研修の実施を正式に認め、推進することとする。

なお、本実施基準は、必要に応じ、年度毎に見直しを行うこととする。

1 オンラインを活用した研修の実施方式

オンラインを活用した研修には、以下の実施方式があり、認定介護福祉士養成研修においては、いずれの実施方式であっても、これを認めることとする。

なお、主たる方法として対面／通学としたうえで、補足的に従たる方法としてオンラインを用いる（活用する）という考え方に対して、主たる方法としてオンラインを用い、従たる方法として補足的に対面／通学を用いる、ないし対面／通学は一切行わないという研修の方法もある。研修のそれぞれの科目の性格や中身によって、また受講者の学びやすさと研修実施者のコストの削減の観点から、今後積極的に多様な方法に取り組むべきである。

オンラインを活用した研修は二つに大別される。

- (1) ライブ・リアルタイム配信による研修…受講者・講師等の両者がオンライン（ZOOM等）により同時一体的に参加して行う研修、もしくは講師のみオンライン（ZOOM等）によりリアルタイムで授業を行う研修
- (2) オンデマンド配信による研修…受講者が講師の指定する動画等を視聴し、授業そのものをオンデマンドで主として履修する、ないしは課題学習やテスト等に取り組む研修。何度でも繰り返し研修コンテンツを学ぶことが出来る。

そのうえで、ブレンド型とハイフレックス型の授業展開やプログラムの組み立てがある。

ブレンド型研修…一回の授業や一日のプログラムの中で、ないし数日に渡る研修で、対面研修プラス必ずライブ・リアルタイム配信やオンデマンドを活用した研修。対面研修とオンラインを行き来させる研修の実施方式。反復学習にも資するもの。

ハイフレックス型研修…ライブ授業と対面授業を同時一体的に行う授業形態で、受講者が、対面研修とライブ・リアルタイム配信による研修を選択できる。また講師が一人で、ないし数名の受講者（モデル）を臨席させ相互のやり取りを行いながら実施する場合もある。

2 受講者に付加する受講要件

オンラインを活用した研修を行う際は、以下の内容を当該科目研修に係る募集要項に明記し、受講者側が当該内容を理解したうえで受講手続を行うよう徹底すること

- (1) オンラインを活用した研修を受講できる環境が整備されていること
- ・ 受講者本人専用のパソコン（タブレット端末・スマートフォンは認めない）、カメラ、マイク、ブラウザのソフトウェア、インターネット回線（光回線・LANケーブルでの接続を推奨）等が整備できること
 - ・ 研修受講時に研修に集中でき、守秘が徹底される環境で研修に参加できること
- 【参考】タブレット端末・スマートフォンの場合、画面が小さく共有されるファイルの中身が見えづらい、アプリ上でのファイルが送受信できない、画面上で受講者の表示が制限される等のデメリットが想定される
- (2) 受講者側の原因による通信環境の不具合等により、研修に参加できない等の場合、研修を修了できない場合があることを承知いただくこと
- (3) 研修受講時等における連絡手段を共有いただくこと
- ・ 研修受講時にも連絡可能な携帯電話番号
 - ・ 資料の送受信が可能な個人のメールアドレス（キャリアメールを除く）

3 事務局側に求める要件

- (1) 受講者の接続確認
- ・ 事務局側は、研修が開始される数日前及び研修当日に、受講者のオンライン環境の確認を目的として、オンラインの接続チェック（カメラ・マイク・スピーカー、使用するアプリケーションのバージョンの確認等を含む）を行うこと
 - ・ 研修のスムーズな展開を担保することを目的として、受講者に対し、研修講師が活用することが想定される各種機能（画面共有、チャット、ファイル送受信、ブレイクアウトルーム、ホワイトボード等）について説明・確認を行うこと（説明内容等については、まとめて受講者と共有することが望ましい）
- (2) 受講者の様子の確認体制の確保
- ・ 事務局は、常に複数体制で、受講者の途中退席の有無やカメラオン・オフの状況、受講態度等の確認を行い、状況把握・記録を行うこと
 - ・ 受講者の途中退席やカメラオフの時間については、やむを得ない遅刻・早退の時間に当該時間を加えることとし、30分を超えた場合は、研修の修了を認めないこと
 - ・ 講師及び事務局側で受講態度等に問題があると判断した受講者がある場合は、本人に対する改善の指示を行い、なお改善が見られない場合は、研修の修了を認めないこと
 - ・ なお、研修の実施状況は、録画をし、記録として一定期間保存すること
 - ・ 情報発信元のオンライン環境の不備、停電等による回線の不具合など、受講者側に原因がない場合にあっては、別途、当該研修を担保する機会を提供することし、

当該経過・結果について記録として一定期間保存すること

(3) 研修スタート時に受講者側に周知する注意喚起事項

- ・ 研修受講中は、常にカメラをオンとし、カメラオフでの受講は認めないこと
- ・ 途中退席やカメラオフの時間は受講していないものとみなすこと
- ・ 受講者以外の受講・視聴は認めないこと
- ・ 受講者としてふさわしくない態度・言動などが認められた場合、修了できない場合があること
- ・ 研修の様子を録画し記録とすること
- ・ 受講者側における録音・録画・画面撮影を禁止すること
- ・ 研修受講時又は研修後の発言・発信は、氏名を明らかにしてから行うこと

4 オンラインを活用した研修実施に係る要件

(1) ライブ・リアルタイム配信による研修

① 受講者・講師等の両者がオンライン（ZOOM等）に参加する研修

ア この方法で実施するための要件

- ・ 直接集合でなければ実施できない実技を伴わない範囲とすること
- ・ 定員は、講師が、画面上で参加者全員を視認できる人数を上限とすること
- ・ グループワークがある場合は、ファシリテーターを活用すること
- ・ グループワークへの参加状況等に係る評価については、講師が定めた基準を踏まえ、ファシリテーターが行うことを認める
- ・ また、正誤問題や五肢択一問題等の試験評価にあつては、講師が用意した正答を踏まえ、講師以外の者が採点を行うことを認める

イ ファシリテーターの活用

- ・ オンライン上でグループワークを行う際、講師がすべてのグループの状況を把握することができないため、グループ数に応じてファシリテーターを配置すること
- ・ ファシリテーターは、担当する内容に一定の知見を有す者を登用することとし、研修認証申請書において、その要件を明らかにすること
- ・ 研修当日までに、講師とファシリテーターによる打合せを行うこととし、講師が作成した進行表をもって、グループワークの展開方法、実施目的、到達目標等を共有する機会を設けることが望ましい

ウ グループワークを行う際の事務局体制

- ・ 受講者の様子の確認は、ファシリテーターと事務局が連携して行うこと
- ・ また、グループワークの様子も、すべて録画すること

エ その他

- ・ ハイフレックス型研修を行う場合は、「受講者・講師等の両者がオンライン（ZOOM等）に参加する研修」の実施要件に準拠し、実施すること

② 講師のみオンライン（ZOOM等）に参加する研修

ア この方法で実施するための要件

- ・ すべての範囲を対象とすること
- ・ 受講者が集合する会場に、研修の進行を補助する役割を担う補助講師を配置すること
- ・ グループワークがある場合は、補助講師以外にファシリテーターを活用すること
- ・ グループワークへの参加状況等に係る評価については、講師が定めた基準を踏まえ、ファシリテーターが行うことを認める
- ・ また、正誤問題や五肢択一問題等の試験評価にあつては、講師が用意した正答を踏まえ、講師以外の者が採点を行うことを認める
- ・ なお、上記の要件が満たされ、進行に支障が生じない場合は、複数会場への配信による研修の同時開催も可能とする

イ 補助講師の配置

- ・ 研修会場における受講者の様子を踏まえた研修の進行を担保するため、補助講師を配置すること
- ・ 補助講師は、担当する内容に一定の知見を有す者を登用することとし、研修認証申請書において、その要件を明らかにすること
- ・ 研修当日までに、講師と補助講師による打合せを行うこととし、講師が作成した進行表をもって、研修の進め方、各コマの到達目標等を共有する機会を設けること

ウ ファシリテーターの活用

- ・ オンライン上でグループワークを行う際、講師がすべてのグループの状況を把握することができないため、グループ数に応じてファシリテーターを配置すること
- ・ ファシリテーターは、担当する内容に一定の知見を有す者を登用することとし、研修認証申請書において、その要件を明らかにすること
- ・ 研修当日までに、講師とファシリテーターによる打合せを行うこととし、講師が作成した進行表をもって、グループワークの展開方法、実施目的、到達目標等を共有する機会を設けることが望ましい

(2) オンデマンド配信による研修

① この方法で実施するための要件

- ・ 直接集合でなければ実施できない実技、グループワークを必要としない範囲とすること
- ・ 実施に当たっては、動画の視聴状況の確認等の機能を備えたWEBシステムを活用するとともに、動画コンテンツを単元毎に用意するほか、単元毎の確認テストを実施するなど、受講者の視聴状況を担保する対策を講じること
- ・ また、学習効果を担保するためのテキスト等の教材を準備すること
- ・ 正誤問題や五肢択一問題等の試験評価にあっては、WEB上でのテスト実施機能を活用して行うことを認めること
- ・ なお、上記の要件が満たされ、研修の展開に支障が生じない場合は、定員の上限を設定しないことを認める

② 研修の展開

- ・ 受講者の受講姿勢と自主性に委ねる研修の実施方法であることを踏まえ、単に動画コンテンツを視聴いただく展開ではなく、単元毎の短い動画とWEB上での確認テストを組み合わせる等の展開を想定すること
- ・ なお、上記確認テストについては、あくまでも視聴したことを確認するものとして取り扱い、学習達成度を評価する修了評価は別途行うこと
- ・ 動画コンテンツの視聴のみで研修を構成する方法も考えられるが、事前の課題学習を組み合わせることも考えられる

③ 動画の視聴状況の確認等の機能を備えたWEBシステム

- ・ 動画の配信をYOUTUBEで行う方法も考えられるが、これでは受講状況を確認できないため、受講者の動画コンテンツを視聴している状況が記録され、事務局側で確認できるシステムとすること
- ・ 動画を再生しているだけの状況とならないような機能（定期的にクリックしなければ視聴したものとみなさない等）を備えたシステムであることが望ましい
- ・ WEB上での確認テストについては、例えば満点をとれなければ、再度当該単元の動画コンテンツを再視聴しなければテストを受けることができない等の設定とすることも考えられる

④ 動画コンテンツの開発

- ・ 動画コンテンツについては、研修を担当される講師によるものが望ましく、例えば、事前にZOOMを活用した動画撮影により本コンテンツを製作することが考えられる
- ・ その際、動画内の講義のポイントとなる用語やフレーズなどについて、字幕を入れる等の工夫を行うことが望ましい
- ・ なお、動画コンテンツは、研修認証を受けたうえで開発することを認める

(3) その他

① ブレンド型研修について

- ・ ブレンド型研修で行う場合は、実施状況に応じ「受講者・講師等の両者がオンライン（ZOOM等）に参加する研修」もしくは「講師のみオンライン（ZOOM等）に参加する研修」の実施要件に準拠し、実施すること

② 課題学習の活用

- ・ すべての時間をオンラインを活用した研修で行う方法もあるが、事前学習に取り組んでいただいたうえで、講義でまとめを行うような進め方も想定される
- ・ また、動画コンテンツを視聴（オンデマンド配信）したうえで、資料を読み、課題に取り組むという方法も想定される
- ・ なお、課題学習については、テキスト等の教材を指定したうえで、各課題のワークシートを用意、取り組み方を丁寧に案内することで学習効果を上げる等の工夫が望まれる

③ 動画コンテンツの活用

- ・ すべての時間をオンラインによるライブ・リアルタイム配信により行う方法もあるが、事前に撮影をした講義動画を視聴いただき（オンデマンド配信）、更に、課題学習を経て、オンラインによるライブ・リアルタイム配信により解説や質疑応答を行う等の進め方も想定される
- ・ 動画コンテンツについては、研修を担当される講師によるものが望ましく、例えば、事前にZOOMを活用した動画撮影により本コンテンツを製作することが考えられる
- ・ なお、オンラインによるライブ・リアルタイム配信の前に、動画コンテンツの視聴（オンデマンド配信）や課題学習を課す場合は、事前に、当該科目への向き合い方等について丁寧に案内することが望まれる

④ 受講者アンケートの活用

- ・ 受講者に対し、研修の実施方法や動画コンテンツの内容等についてアンケートを実施することで、研修実施方法等の改善を都度行うことが望まれる

附則

1 基準の変更

この基準を変更するときは、認定介護福祉士養成研修認証部会の議決を経なければならない。

2 施行日

この基準は、令和5年4月28日から施行する。